

介護保険の利用には申請が必要です

介護保険を利用するときは、まず市区町村が行う「要介護認定」を受けましょう。「要介護認定」とは、どれくらい介護サービスが必要かなどを判断するための審査です。

①申請する

介護サービスを利用するときは、小野市からの「認定」が必要になります。申請は、本人のほか家族でもできます。

初めての申請(新規申請)・介護相談の窓口

小野市役所 介護保険窓口	63-1509	
小野市地域包括支援センター	63-2174	
在宅介護支援センター	粟生逢花苑	65-2800
	青山荘	66-7305
	ふたばの里	70-0203

更新申請

市内・市外の「指定居宅介護支援事業者」「介護保険施設」などからも申請代行ができます。

申請に必要なもの

- 申請書
介護相談の窓口にあります。
- 介護保険の保険証
40～64歳の方は健康保険の保険証が必要です。
- 医療保険の保険証
- マイナンバーの分かるもの
申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。

②要介護認定

申請をすると、訪問調査の後に公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

●訪問調査

市の担当職員などがご自宅等を訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。

●主治医の意見書

市の依頼により主治医が意見書を作成します。
※主治医がない方は市が紹介する医師の診断を受けます

●一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータ入力し、一次判定を行います。

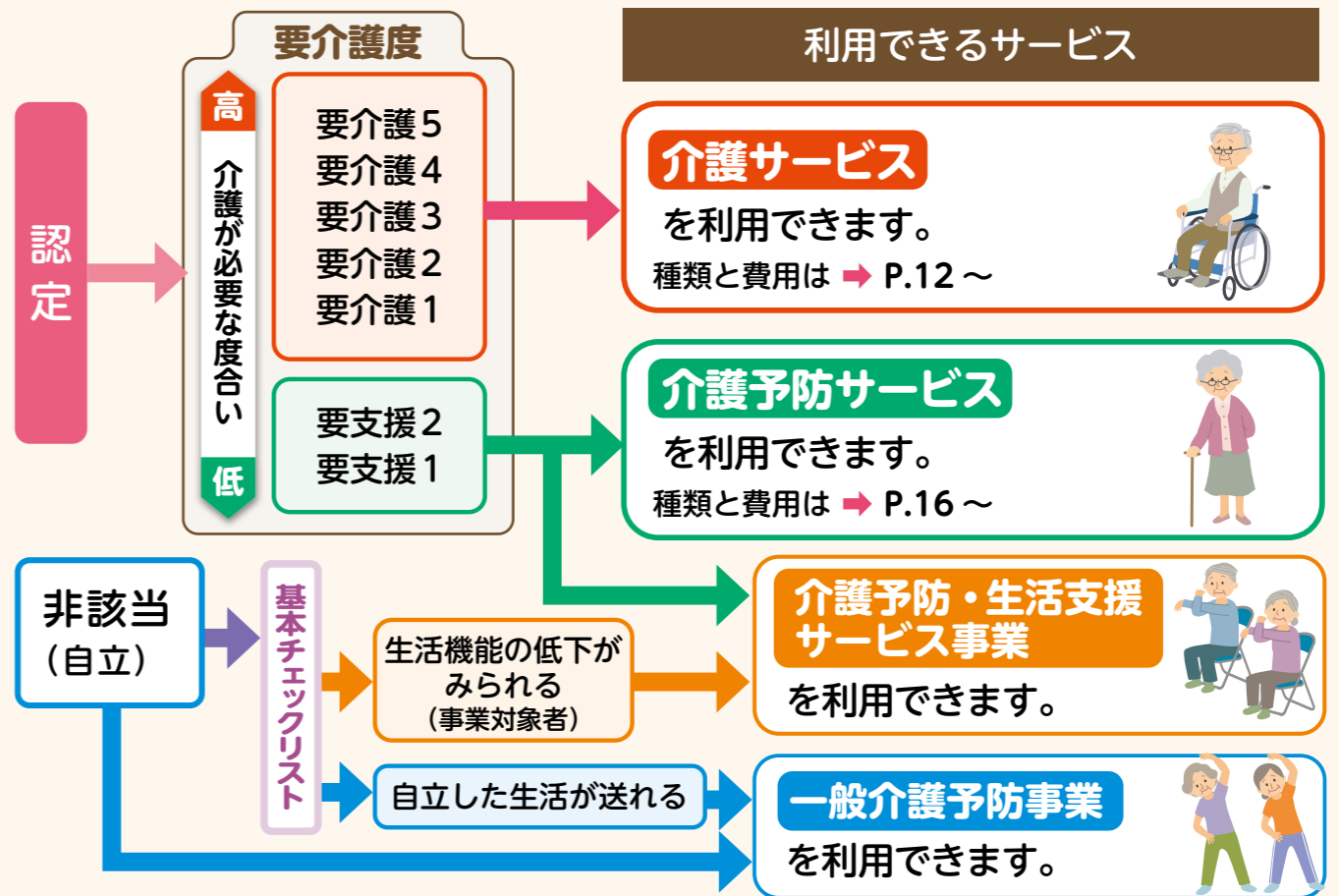
●二次判定(認定審査)

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。



③結果の通知

結果の通知は申請から原則30日以内に届きます。「要介護」と認定された方は「介護サービス」を、「要支援」と認定された方は「介護予防サービス」、「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できます。



介護保険 Q&A

訪問調査ではどんな心構えが必要ですか？

A 利用者の普段の生活や身体の状態を、ありのまま伝えましょう。

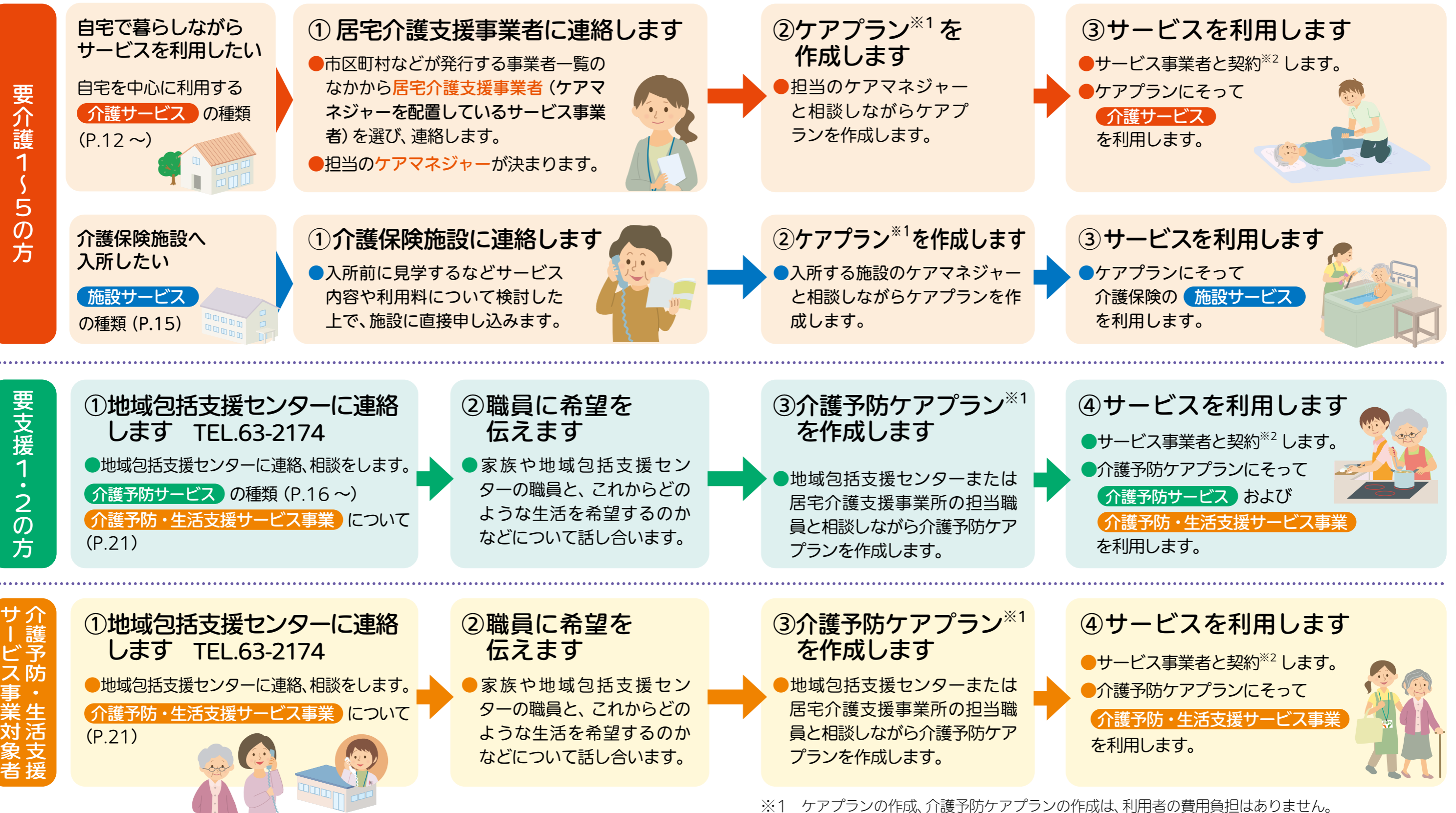
基本調査では「片足で立っているか」「何かにつかまらないうで起き上がるか」など、あらかじめ定められた項目にしたがって、調査員が質問をします。日常の様子などについて、詳しくたずねられる場合もありますので、できるだけ具体的に伝えましょう。認知症の方などは、気候や時間帯によって状態が違ってきますので、家族が日頃の様子をメモし、伝えたいことを整理しておくとい良いでしょう。

しくみと加入者
保険料の決め方
サービス利用の手順
サービスの種類と費用
福祉用具等
費用の支払い
介護保険の医療費控除
介護保険制度以外のサービス
事業所一覧

介護（介護予防）サービス利用の手順

要介護1～5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護支援 また、要支援1・2と認定された方および介護予防・生活支援サービス事業対象者は地域

事業者、施設への入所を希望する方は介護保険施設に連絡します。 包括支援センターに連絡します。



※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

しくみと加入者
納め方
サービス利用の手順
サービスの種類と費用
福祉用具等
費用の支払い
介護保険の医療費控除
介護保険制度以外のサービス
事業所一覧